

国や県に新型コロナウイルス感染症への緊急要望書を提出

自民党議員会は、4月2日(木)に岸田文雄政調会長に対して新型コロナウイルス感染症への対応に係る緊急要望を行いました。
また、4月20日(月)には緊急事態宣言が全都道府県に拡大されたことを受け、内堀雅雄福島県知事に対して、必要となる施策について要望を行いました。

- 福島県への主な要望
- 1.感染拡大防止策と医療提供体制の強化
 - 2.雇用の維持と事業の継続に対する支援
 - 3.学校休業等に係る対策
 - 4.相談体制や情報発信の強化
 - 5.補正予算の早期編成



4月2日(木) 自由民主党本部



4月20日(月) 福島県庁



新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等について

その他の助成金・給付金については裏面をご覧ください。

感染拡大防止に協力しなくては

個人が対象 特別定額給付金 **NEW**

特別定額給付金とは

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急経済対策の1つです。感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行います。

給付額

給付対象者1人につき**10万円**

給付対象者及び受給権者

- ◎給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者
- ◎受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

Q いつ現金給付申請書が届くのですか?

5月中には申請書が届くよう準備を進めています。

Q 外国人も対象になるのですか?

在留期間が3か月を超えるなどで住民基本台帳に記載されている外国人も対象となります。

給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。
※なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。
その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

(1)郵送申請方式

市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送



(2)オンライン申請方式

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)

Q 子どもや高齢者は受け取れますか?

子どもを扶養する世帯主が申請すれば、扶養家族の分も含めて世帯主へ一括入金します。
例えば、4人家族(世帯主、配偶者、子ども2人)の場合は、40万円支給します。自分で手続きすることが難しい高齢者や障害者は、後見人などによる代理申請を認めています。

事業者が対象 持続化給付金 **NEW**

持続化給付金とは

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)
※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

支給対象

- ◎新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◎資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

Q 前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか?

2020年1月から2020年12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。

Q 申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号*に加え、以下をご用意ください。
*通帳の写し(法人:法人名義、個人事業主:個人名義)で確認します。

法人の方

- ①法人番号
- ②2019年の確定申告書類の控え
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

個人事業主の方

- ①本人確認書類
- ②2019年の確定申告書類の控え
- ③減収月の事業収入額を示した帳簿等

※③については、法人、個人事業主ともに、様式は問いません。
※今後、変更・追加の可能性があります。

Q 申請方法を教えてください。

Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で**完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口**を順次設置します。
※申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

自分ももしかしたら...!?

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

直接医療機関を受診されないようお願いいたします。
他の患者様・医療従事者への感染拡大防止のためにご協力ください。

流行地とのつながりがある人

職場や旅行先等の状況で、新型コロナウイルス感染症感染の不安がある人

発熱**37.5℃以上** 風邪のような症状

4日以上続いている一般の方

2日以上続いている高齢者・基礎疾患のある方・妊娠中の方

倦怠感(強いだるさ) 呼吸困難(息苦しさ)

または 等の症状がある方

早めに相談を

帰国者・接触者外来の受診の必要性を確認します

[帰国者・接触者相談センター]
(新型コロナ受診相談窓口)

☎ **0120-567-747**
対応時間: 毎日(24時間/土日祝日含む)

※お住まいの市町村により発熱外来等が設置されている場合があります。

保健所が必要な人に対して受診を調整します。

[帰国者・接触者外来]で受診
(新型コロナ感染症外来)

検査の必要あり 検査の必要なし

PCR検査

陽性 陰性

感染症指定医療機関等への入院等

自宅療養もしくは通常診療

微熱 軽い咳 感染の不安

等の症状があり、不安に思う方
新型コロナウイルス感染症について一般的な相談がある方

[一般相談] (コールセンター)
☎ **0120-567-177**
[平日] 8時30分~21時00分 [土日祝日] 8時30分~17時15分
FAX **024-521-7926**
※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に伴う主な助成金・給付金等の相談窓口 (2020年4月30日時点)

相談窓口

県内事業者の協力支援として

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため

給付 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 **NEW** 休止等をしている県内事業者へ**10万円**
その他の条件を満たしている県内事業者へは最大**30万円**

福島県緊急事態措置コールセンター
024-521-8643

生活支援が必要な個人の皆さま

- 不要不急の外出を控える
- 子育て世帯を支援
- 失業等で家計が維持できない
- 離職等で住宅を失った・失うかも

給付 特別定額給付金 **NEW** 全国すべての国民を対象に一律1人あたり**10万円**を給付

特別定額給付金コールセンター
0120-260020 (9:00~18:00)

給付 子育て世帯への臨時特別給付金 **NEW** 給付額:児童1人につき**1万円**
給付方法:児童手当に上乗せして給付

[申請不要]

貸付 緊急小口資金(特例) 貸付上限**10万円**(特別な場合は**20万円**)
据置期間:1年以内、償還期間:2年以内

各市町村の社会福祉協議会へ
実施主体
福島県社会福祉協議会
福島市渡利字七社宮111番地
福島県総合社会福祉センター内
024-523-1250

貸付 総合支援資金(特例) 貸付上限**15万円**、複数**20万円**
据置期間:1年以内、償還期間:10年以内

お住まいの生活相談窓口
または よりそいホットライン
0120-279-226

給付 住居確保給付金 家賃実費支給上限**3万~5万6千円**を給付
支給期間:原則3か月※世帯人数や市町村により異なる

休業保証が必要な事業主

- 従業員に休業してもらうなら
- 子供がいる従業員・フリーランスのために

助成 雇用調整助成金(コロナ特例) 休業等助成1人1日**8,330円**まで
助成率は、企業規模・雇用状況で変動

福島労働局雇用調整助成金等事務センター
024-529-5681

助成 小学校休業等対応助成金(有休取得者・フリーランス支援) 休校等で従業員に有給所得させた場合1日**8,330円**まで
休業が生じたフリーランスの場合1日**4,100円**(定額)

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999

資金繰りでお困りの事業主

- コロナで売上が半減した
- 納税の負担を減らしたい
- 資金繰りのため、融資を受けたい

給付 持続化給付金 **NEW** 2020年1~12月期の売上げが50%以上減で
前年総売上-(前年同月比▲50%売上高×12か月)を現金給付(上限:中小**200万円**、個人事業**100万円**)

中小企業金融・給付金相談窓口
0570-783183 (9:00~17:00)

減税 固定資産税等の軽減 **NEW** 2020年2~10月までの任意の3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率
2分の1(30%以上50%未満)、**全額**(50%以上減少)
※事業収入が20%以上減少した事業者は、申請により、1年間納税の猶予が認められます

お住まいの市町村 または 中小企業庁事業環境部
03-3501-5803

融資 セーフネット保証 4号(突発災害)・5号(業況悪化) **[4号] 100%保証**(前年比20%~売上減)
[5号] 80%保証(前年比 5%~売上減)

福島県信用保証協会
024-526-2331

融資 無利子・無担保融資(新型コロナウイルス感染症特別貸付) コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
別枠**3億円**以内(中小企業)別枠**6,000万円**(国民事業)

最寄りの日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
0120-154-505

助成金・補助金等の情報は、日々更新されます。各問い合わせ先にご確認ください。

その他、市町村が独自に支援を行っている場合もあります。

支援策の内容は日々、更新され追加されます。経産省のHPやお住まいの市町村などから、他に活用できそうな支援策はないかご確認ください。



経産省HP

トップ

新型コロナウイルス関連支援策

新型コロナウイルス感染症関連支援策一覧 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>



ふくしま **自民党**
URL <https://www.jimin-fukushima.jp/> E-mail fukushima@pf.jimin.or.jp